

総務委員会 議案説明資料

令和5年12月6日

件名		頁
1 第141号議案	足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2

(政策経営部)

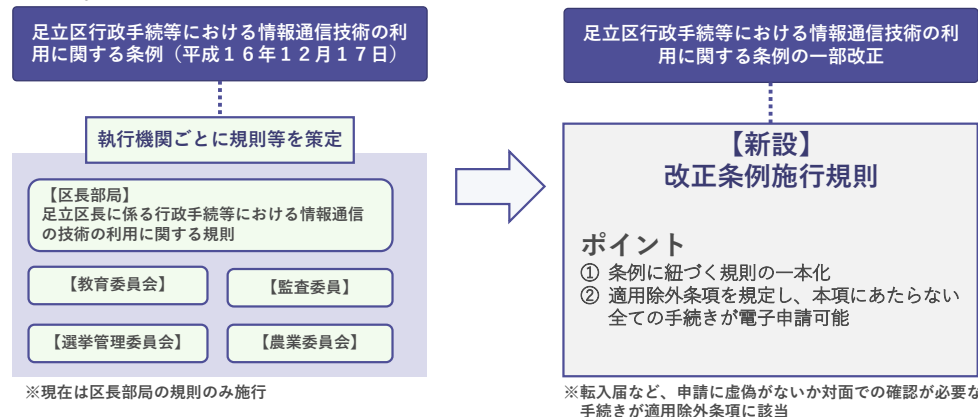
第141号 議案説明資料

令和5年12月6日

件名	足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	政策経営部課 ICT戦略推進担当課
内容	<p>1 概要</p> <p>各執行機関による手続きの円滑なオンライン化を推進するため、条例規則の改正について検討を行った際、<u>施行規則が未整備な状態であったことが判明したため</u>、改めて条例と規則を整備する。</p> <p>(1) 問題点</p> <p>本条例の中で、各手続きをオンライン化する場合には「各執行機関において施行規則を策定して実施すること」としていたが、教育委員会および選挙管理委員会で策定できていなかった。</p> <p>※ オンライン申請を実施している執行機関は、区長部局、<u>教育委員会</u>、<u>選挙管理委員会</u>である。</p> <p>(2) 原因</p> <p>ア ICT戦略推進担当課が本条例規則の体系を庁内各課に<u>十分に周知</u>できていなかった。</p> <p>イ 本条例策定時に参考とした<u>都条例の改正</u>を把握できていなかった。</p> <p>※ 都条例は令和2年10月に条例に紐づく規則を一本化した。</p> <p>(3) 未整備であった期間</p> <p>令和4年4月1日より現在まで</p> <p>(4) 本事案に関する弁護士相談</p> <p>ア 条例に基づき規則を定めていなかったことは「<u>不適切</u>」である。</p> <p>イ しかしながら、規則が定まっていなかったことで、区民の<u>申請意思</u>やオンライン申請の結果に<u>影響を与えるものではない</u>ため、未整備のままオンライン申請を行っていたことは「<u>問題ない</u>」といえる。</p> <p>(5) 再発防止策</p> <p>本事案を踏まえ、条例を所管する庁内各課においては、区条例と関連のある法令等（国の法令や都条例など）が改正された場合、<u>区の条例も併せて改正が必要かどうかの確認を徹底する</u>。</p>

2 改正内容

(1) 条例の施行に関し必要な事項について「本条例に紐づく規則で定める」とすることで、規則を一本化し各執行機関での規則改正を不要とする。



	改正前	改正後
各種手続きを オンライン化する場合	各執行機関での規則改正・策定が 必要	各執行機関での規則改正が 不要

(2) 適用除外条項を規定し、本項にあたらぬすべての手続きをオンライン申請可能とする。

(3) マイナポータルや足立区オンライン申請システムにおける個人番号カードの利用について条文に追記する。

※ 条例の一部改正にあたり、区条例策定時に原案とした「東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（令和2年10月に東京デジタルファースト条例へと改正）」の改正内容を参考とした。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行年月日

令和5年12月21日

5 今後の方針

条例の改正に合わせ、付随する規則も同時に改正する。関連する所属長及び職員への周知徹底を努めていく。

足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成16年12月17日条例第49号</p> <p>改正 平成20年3月28日条例第27号</p> <p>足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を公布する。</p> <p>足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、区の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び同法第252条の17の3第1項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第9項の規定により準用する場合を含む。）の規定により区が適用する条例又は規則を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 区の機関 区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</p>	<p>○足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 平成16年12月17日条例第49号</p> <p>改正 平成20年3月28日条例第27号</p> <p>足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を公布する。</p> <p>足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、区の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、区民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び同法第252条の17の3第1項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第9項の規定により準用する場合を含む。）の規定により区が適用する条例又は規則を含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 区の機関 <u>区議会</u>若しくは区の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された</p>

改正前	改正後
<p>紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 （電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 区の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。</p> <p>(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関に対して行われる通知をいう。</p> <p>(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。</p> <p>(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。</p> <p>(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき区の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。 （電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 区の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</p>

改正前	改正後
<p>3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。</p>	<p>3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の区の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関に到達したものとみなす。</p>
<p>4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>	<p>4 第1項の場合において、区の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)</u>の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</p>
	<p>5 <u>申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u></p>
	<p>6 <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</u></p>
<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p>
<p>第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(区</p>	<p>第4条 区の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(区</p>

改正前	改正後
<p>の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行うことができる。</p>	<p>の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行うことができる。<u>ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>
<p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p>	<p>3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</p>
<p>4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>4 第1項の場合において、区の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>(電磁的記録による縦覧等)</p>	<p>5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p>
<p>第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)</p>	<p>第5条 区の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)</p>

改正前	改正後
<p>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p>	<p>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</p>
<p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p>	<p>2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p>
<p>第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p>	<p>第6条 区の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</p>
<p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>	<p>2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</p>
<p>3 第1項の場合において、区の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>	<p>3 第1項の場合において、区の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
	<p>(適用除外)</p>
	<p>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用</p>
	<p>しない。</p>
	<p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</p>

改正前	改正後
<p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第7条 区長は、少なくとも毎年度1回、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(手数料等の徴収時期の特例)</p> <p>第8条 区の機関は、足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)その他の条例の規定により申請等が行われたとき又は処分通知等を行ったときに徴収することとされている手数料、使用料その他の収入金については、当該条例の規定にかかわらず、別に定める時期に徴収することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、条例等を所管する執行機関が定める。</p>	<p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)</u></p> <p><u>(添付書面等の省略)</u></p> <p>第8条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを省略できる。</u></p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第9条 区長は、少なくとも毎年度1回、区の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(手数料等の徴収時期の特例)</p> <p>第10条 区の機関は、足立区事務手数料条例(昭和33年足立区条例第1号)その他の条例の規定により申請等が行われたとき又は処分通知等を行ったときに徴収することとされている手数料、使用料その他の収入金については、当該条例の規定にかかわらず、別に定める時期に徴収することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

改正前	改正後
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成17年1月規則第1号で、同17年1月25日から施行) (足立区行政手続条例の一部改正)</p> <p>2 足立区行政手続条例(平成7年足立区条例第21号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「同法第252条の17の3第1項」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第6項の規定により準用する場合を含む。)」を加える。</p> <p>第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。</p> <p>第33条第3項第2号中「含む。)」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。</p> <p>付 則(平成20年3月28日条例第27号) この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成17年1月規則第1号で、同17年1月25日から施行) (足立区行政手続条例の一部改正)</p> <p>2 足立区行政手続条例(平成7年足立区条例第21号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1号中「同法第252条の17の3第1項」の次に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第6項の規定により準用する場合を含む。)」を加える。</p> <p>第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。</p> <p>第33条第3項第2号中「含む。)」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。</p> <p>付 則(平成20年3月28日条例第27号) この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>